

手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する取組状況

1. 情報の取得等におけるバリアフリー化（条例第 10 条）
2. 人材育成（条例第 11 条）
3. 意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保
（条例第 12 条）
4. 学校設置者の取組み（条例第 13 条）
5. 事業者への協力（条例第 14 条）

※ 岐阜県では、平成 30 年度から令和 2 年度までの障がい者に対する基本的な計画「第 2 期岐阜県障がい者総合支援プラン」を定めており、プラン第 4 章「分野別施策」、「6 情報環境の整備」、「(1) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進」に定める施策とも連動しています。

1. 情報の取得等におけるバリアフリー化

第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ① 行政情報発信の有力な媒体である県のホームページについては、音声読み上げソフトに対応したページづくりを行う等、ウェブアクセシビリティの向上やユニバーサルデザイン化を一層徹底します。また、県が作成するチラシやパンフレット等については、原則、テキスト形式で県公式ホームページに掲載します。

(広報課)

(総務部情報企画課)

施策実施状況

- ホームページ研修
＜毎年実施＞
誰もが利用しやすいページ作成に向けて、職員を対象とした「岐阜県公式ホームページ」研修会を開催
- 県公式ホームページのユニバーサルデザイン化
＜平成30年度実績＞
誰もが見やすいホームページの作成に向けて、県公式ホームページにおいて、ユニバーサルデザインフォントを導入

- ② 視覚障がい者に県政情報を的確に伝え、県政への理解を深めていただくため、点字版、録音版、テキストメール版の県広報を配布します。また、聴覚障がい者が県政情報を入手できるよう地上デジタルデータ放送等を活用した情報発信を行うなど、今後も、広く県民の方に県政情報を届けるため、様々な媒体や手法の活用を検討します。

(広報課)

(岐阜県議会事務局議事調査課)

施策実施状況

- 県政情報の発信
＜平成30年度実績＞
 - ・県広報点字版 320部、県広報音声版 205部
 - ・県広報テキストメール版 12通
 - ・地上デジタルデータ放送 毎週50項目

○ 岐阜県議会の情報の発信

<平成30年度実績>

- ・本会議中継（テレビ・インターネット）手話通訳導入
平成31年第1回定例会から本会議中継における手話通訳の導入
- ・岐阜県議会にて放送する2番組について、字幕や字幕テロップを挿入して制作

③ 県が制作するテレビ番組やイベント等で上映する映像については、字幕入りでの制作に努めます。

（広報課）

施策実施状況

○ 字幕付き等番組の制作

<平成30年度実績>

- ・県政広報テレビ番組について、字幕や字幕テロップを挿入して制作

④ 県庁見学等での来庁時において、手話通訳者の同行など意思疎通の確保に努めます。また、県庁舎及び総合庁舎受付に筆談用のボード等を常備し、来庁された聴覚障がい者の意思疎通の確保に努めます。

（総務部管財課）

施策実施状況

- 手話通訳者同行：対応可能
- 筆談ボード：本庁舎及び全総合庁舎に設置

⑤ 市町村相談窓口における手話通訳者の配置について市町村に対し働きかけていくとともに、県民の手話や要約筆記等に対する理解と協力を促進します。

（障害福祉課）

施策実施状況

○ 手話通訳者設置事業

<平成30年度>

- ・手話等に関するアウトリーチ事業
聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座
実績：16件（市町村役場、小学校、警察署、公的機関（年金事務所等）、事業者（岐阜放送、高山市赤十字病院等））
年間参加者：957名

- ⑥ 意思疎通支援機器である点字プリンターや筆談ボード、ヒアリングループ、インターネット電話サービスを用いて手話通訳を行う手話通訳用タブレット端末、SPコード読み取り装置を各所属に貸し出すことで、意思疎通支援を推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援機器の貸出
 - ・貸出対象品目：タブレット端末（遠隔手話通訳用）磁気誘導ループ、テルミー、筆談ボード、点字プリンター

- ⑦ 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂及び職員研修、手話通訳者等の派遣費用の確保等により、県主催行事における障がい者の意思疎通支援の対応を推進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂
岐阜県手話言語条例の施行に伴い、障がいの特性に応じた意思疎通手段による情報の発信を行っていくため、「行政情報の提供」・「一般県民を対象とした講演会やイベント等の開催」の2項目で、見やすい字体（ユニバーサルデザインフォント等）での提供や、手話通訳者等の配置を行うよう記載内容を改訂。（最終改訂：平成30年11月）
- 職員研修の実施
差別解消推進員研修において、「障がいのある方の配慮マニュアル」の改訂内容を周知徹底した。
- 意思疎通支援者派遣事業（平成30年度～）
<平成30年度実績>
 - ・手話通訳者派遣数：69件 163人
 - ・要約筆記者派遣数：22件 89人

- ⑧ 災害時に障がいのある方が避難する場となる「福祉避難所」について、市町村に対する福祉避難所の指定促進・機能強化に向けた助言・支援等の実施を通じ、意思疎通の円滑化を含めた、各々の障がい種別に応じた支援体制構築に向けた取り組みを推進します。

(健康福祉政策課)

施策実施状況

- 福祉避難所充実強化支援事業

福祉避難所充実強化に向けた取り組みを支援するため、実態調査を通じた指定状況や課題の把握、個別ヒアリングを通じた市町村に対する助言・支援、各種会議等における周知・啓発等の実施。

- ・福祉避難所数：537 (H31.4.1)
- ・福祉避難所実態調査：42 市町村 (H29.6)
- ・市町村個別ヒアリング：10 市町村 (平成 30 年度)
- ・各種会議等における福祉避難所や県の取組みに係る周知・啓発

- ⑨ 災害時に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を派遣する体制を整備します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 「岐阜県災害時手話通訳者及び要約筆記者・奉仕員及び盲ろう者通訳・介助者派遣要項」を改正。災害時に市町村からの求めに応じて手話通訳者等意思疎通支援者の派遣を行う体制を整備

- ⑩ メールによる 119 番通報に対応できるよう、未実施の消防本部へ導入を働きかけます。

(消防課)

施策実施状況

- メール 119 番導入状況 (平成 30 年度時点)

導入消防本部：15 本部 未導入消防本部：5 本部

- ・岐阜県消防長会指令会長会議において、早期導入を働きかけ

- ⑪ メールによる 119 番について、市町村への導入を働きかけます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- メール 119 番導入働きかけ

- ・平成 30 年度障がい福祉に関する市町村課長会議において依頼

- ⑫ あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を継続し、防犯対策の普及促進を図ります。

(警察本部生活安全総務課)

施策実施状況

- 広報啓発活動

県警安全・安心メール、ツイッターやホームページを活用した防犯情報の発信。

<平成 30 年度実績>

- ・メール登録者 18,275 人、メール配信件数 1,214 件
- ・ツイッターフォロワー数 2,265 人 (平成 31 年 4 月現在)。

- ⑬ 「メール 110 番」、「FAX 110 番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。

(警察本部通信指令課)

施策実施状況

- メール 110 番実施状況

<平成 30 年度実績>

メール 110 番有効受理件数：251 件 (内、障害者からの通報は 20 件)

2. 人材育成

第十一条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けられることができる体制の整備に努めるものとする。

- ⑭ 聴覚障がい者の意思疎通手段を確保するために、手話通訳者の養成、確保の強化を図るとともに、字幕入りビデオの制作、貸し出しの充実に努めます。聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 聴覚障害者情報センター運営事業費・手話通訳者設置事業

<平成 30 年度実績>

- ・手話通訳者 養成 20 人 派遣 293 件 673 人（聴覚障がい関係団体派遣）
- ・要約筆記者 養成 8 人 派遣 78 件 253 人（聴覚障がい関係団体派遣）
- ・手話通訳者等広域調整 手話通訳 40 件 52 人、要約筆記 2 件 3 人
（県外へ聴覚障がい者が行った場合の支援者の派遣調整）
- ・字幕入りビデオ製作 10 本

- 手話通訳者養成支援事業（平成 30 年度～）

手話通訳者を目指す手話奉仕員向けのスキルアップ講座や、手話通訳者統一試験受験対策講座を実施し、手話通訳者の養成・確保を図る。

<平成 30 年度実績>

- ・手話通訳者統一試験対策講座
全 15 回実施 延べ 261 人参加
- ・手話奉仕員向けスキルアップ講座
全 20 回実施 延べ 287 人参加

- 手話普及促進事業（平成 30 年度～）

手話通訳者統一試験の受験料を無料化し、受験者の負担を軽減するとともに、手話奉仕員養成講座を充実するため、講師を対象とした養成講座を開催し、手話通訳者の増加を図る。

<平成 30 年度実績>

- ・手話奉仕員養成講座講師スキルアップ講座
全 8 日間実施 修了者：23 名
- ・手話通訳者統一試験
申込者：54 名、受験者：53 名、合格者：4 名

- ⑮ 視覚障がい者の意思疎通手段を確保するために点訳奉仕員、音訳奉仕員の充実に努めるとともに、CD図書等の制作、貸し出しの充実に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 点訳音訳奉仕員養成事業
＜平成30年度実績＞
 - ・点訳奉仕員養成講座 修了者 12名
 - ・音訳奉仕員養成講座 修了者 19名
- リーディングサービス事業
＜平成30年度実績＞
 - ・録音図書完成数 87タイトル92巻
 - ・デジタル録音図書完成数 54タイトル

- ⑯ 中途失明者に対して、点字訓練、パソコン指導等を行い社会生活への復帰を支援します。また、地域で相談会を実施し相談体制の充実に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 中途失明者緊急生活訓練事業
＜平成30年度実績＞
 - ・中途失明者緊急生活訓練 訓練実施回数 延べ728回

- ⑰ 盲ろう者通訳介助者を養成し、派遣することによって、盲ろう者の意思疎通支援を行い、社会参加の促進を図ります。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 盲ろう者通訳・介助者養成派遣事業
＜平成30年度実績＞
 - ・盲ろう者通訳・介助者養成講座 修了者 6名
 - ・盲ろう者通訳・介助者派遣 526件 1,577時間

- ⑱ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した者が発声訓練等により、発声方法を獲得し社会復帰できるよう講習会を実施します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

<平成 30 年度実績>

- ・発声訓練教室 岐阜教室：46 回延べ 695 人 高山教室：45 回延べ 290 人

- ⑲ 失語症者に対する意思疎通支援者を養成し、失語症者の社会参加・復帰を支援します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 失語症意思疎通支援者養成事業（平成 30 年度～）

脳の損傷により日常生活に困難を伴う失語症者を支援する方の養成講座を新たに開催し、失語症者の意思疎通支援の充実を図る。

<平成 30 年度実績>

- ・受講者 30 名 修了者 22 名

- ⑳ 手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者通訳介助者、失語症意思疎通支援者を育成し、全市町村での意思疎通支援事業の実施を促進します。また、現任者のスキルアップ研修を実施するなど、従事者の質の向上を図ります。

(障害福祉課)

施策実施状況

<平成 30 年度実績>

- 支援者養成

- ・手話通訳者養成講座修了者 20 名 (再掲)
- ・要約筆記者養成講座修了者 8 名 (再掲)
- ・点訳奉仕員養成講座 修了者 12 名 (再掲)
- ・音訳奉仕員養成講座 修了者 19 名 (再掲)
- ・盲ろう者通訳・介助者養成講座 修了者 6 名 (再掲)
- ・失語症意思疎通支援者 修了者 22 名 (再掲)

- 現任者研修

- ・手話通訳者特別研修 7 回 71 名
- ・手話通訳者現任者スキルアップ研修 5 回 34 名
- ・要約筆記者等研修 4 回 43 名
- ・要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 1 名派遣
- ・ガイドヘルパー研修 3 回 27 名
- ・盲ろう者通訳・介助者現任研修 3 回 39 名

3. 意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

- ② 障がい者の意思疎通手段に係る啓発イベントを開催し、県民の障がい者意思疎通手段に関する学習機会を確保します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援普及啓発事業（平成 30 年度～）

<平成 30 年度実績>

- ・手話言語条例制定記念・障がい者の意思疎通手段理解啓発イベント

内 容：記念講演、ミニライブ、ブース展示を実施

日 時：平成 30 年 9 月 17 日

場 所：OKB ふれあい会館サラマンカホール 参加者：約 1,000 人

- ② 障がい者の意思疎通手段に係るハンドブックを作成し、障がい者意思疎通手段に関する理解を促進します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 意思疎通支援普及啓発事業（平成 30 年度～）

※資料 3 参照

<実績>（令和元年 8 月現在）

総配布数：14,660 部（作成数 平成 30 年度：12,000 部 令和元年度：15,000 部）

配布先	当初/追加	件数	配布数	総配布数
市町村	当初	42	市：100 部、町村：50 部	3,150
障がい者団体 ※社会参加推進センター加盟団体	当初	32	各 10	320
	追加	5	各希望数	350
市町村社会福祉協議会	当初	42	各 10	420
各県事務所・岐阜地域福祉事務所	当初	8	各 30	240
子ども相談センター	当初	5	各 20	100
障がい者総合相談センター内各機関	当初	4	各 50	200
	追加	2	各希望数	14
県内特別支援学校	当初	23	各 1	23
	追加	77	各希望数	6,283
公立小中学校	当初	545	各 1	545
	追加	77	各希望数	6,283
手話会議委員	当初	15	各 1	15
当課配布（会議、啓発活動等）				3,000

- ② 事業者、学校、公官庁に対して、手話及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業を実施し、理解促進に努めます。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 手話通訳者設置事業（再掲）

<平成 30 年度>

- ・手話等に関するアウトリーチ事業

聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座

実績：16 件（市町村役場、小学校、警察署、公的機関（年金事務所等）、事業者（岐阜放送、高山市赤十字病院等））

4. 学校設置者の取組み

第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

⑳ 学校の総合的な学習の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

（教育委員会学校支援課）

施策実施状況

○ ひびきあいの日（ひびきあい活動）

学校においては、「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、福祉体験学習や障がいの疑似体験、障がい者との交流活動、手話を学ぶ取組み等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。

- ・各学級における互いのよさを認め合ったりする取組や、人権にかかる問題を乗り越えるための取組について、全校が集う場で交流しあう。
- ・児童会（小）や生徒会（中）など、生徒が主体となり、人権に関わる「スピーチ大会」や「意見発表会」を企画し、全校で実施する。
- ・老人施設や障害者施設などの各種施設等への訪問活動などから、感じたことや考えたことを学年や全校集会において交流する。
- ・小学生と幼稚園の園児との交流や、小学校の高学年と低学年の児童との交流など、思いやりの心を深める活動を行う。
- ・幼児児童生徒とPTA等が一体となり、地域でボランティア活動やあいさつ運動等に取り組んだり、その取組を公開するなどし、そのよさを広める。

- ⑳ 各障がい種別に対する専門性の高い教育を行う特別支援学校（岐阜地域の5校）をコア・スクールとして位置付け、様々な専門分野に関する指導的立場の教職員（コア・ティーチャー）を養成し、コア・スクールの専門性向上を図ります。

（教育委員会特別支援教育課）

施策実施状況

- コアスクールを核とした専門性向上システム事業
＜平成30年度実績＞
 - ・コアティーチャー（現行）
岐阜盲学校：2名 岐阜聾学校：1名
→他校への指導・助言を実施
 - ・コアティーチャー養成研修
岐阜盲学校：4名 岐阜聾学校：6名

- ㉑ 障がいの多様化が進む中で、特別支援学校だけでなく、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においても、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用等、適切な支援を行うための研修を充実し、管理職の指導のもと障がいのある児童生徒を支援する教員の専門性の向上を図ります。

（教育委員会教育研修課）

施策実施状況

- 専門研修
専門研修において、意思疎通伝達について取り上げた。
＜平成30年度実績＞
 - ・出前講座「障害者差別解消法と合理的配慮」 4回実施

- ㉒ 特別支援学校を核とした地域連携ネットワークをつくり、地域における校種間のスムーズな連携体制を構築します。

（教育委員会特別支援教育課）

施策実施状況

- 地域連携ネットワークシステムの強化事業
＜平成30年度実績＞
各地域の特別支援教育ネットワークの充実に向けた課題の解消に向け、関係者による検討会や研修会を実施した。

- ㉓ 聾学校（聴力測定室）の改修を行います。

（教育委員会教育財務課）

施策実施状況

- 岐阜聾学校管理教室棟外壁等改修工事
 - ・平成30年度から事業実施

5. 事業者への協力

第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

- ⑳ 事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座を実施します。また、障がい種別ごとの理解啓発については、関係団体と仲介を行います。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 県職員出前講座（令和元年度～）
- 手話通訳者設置事業（再掲）
＜平成 30 年度＞
 - ・手話等に関するアウトリーチ事業聴覚障がいや手話等に関する理解啓発を行う出前講座
実績：16 件（市町村役場、小学校、警察署、公的機関（年金事務所等）、事業者（岐阜放送、高山市赤十字病院等））

- ㉑ 就職に必要な知識・技能を習得するために、民間事業者等に委託して実施する障がい者の職業訓練の機会の拡充に努めます。訓練実施においては、障がい者の意思疎通手段の確保に配慮します。また、障がい者職業訓練コーディネーターが訓練カリキュラムをコーディネートし、障がい者の個別の事情に応じた効果的な訓練実施に努めます。

(労働雇用課)

施策実施状況

- 障がい者委託訓練費、障がい者職業コーディネーター設置費
＜平成 30 年度実績＞
 - ・知識・技能習得訓練 5 コース
 - ・実践能力習得訓練 8 コース（入校者 33 名、就職者 13 名、就職率 40.6%）

- ㉒ 事業者による講演会等の開催における、手話通訳、要約筆記の意思疎通支援手段の確保を支援します。

(障害福祉課)

施策実施状況

- 手話通訳者、要約筆記者の確保等に関し支援を実施。
＜平成 30 年度実績＞
 - ・手話通訳者主催者負担派遣 293 件 673 人
 - ・要約筆記者・奉仕員主催者負担派遣 78 件 253 人